

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 6月の主な成立法令
3. 6月の主な発刊書籍一覧（私法部門）
4. 6月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事】

- (1) 最判平成14年1月29日判時1778号28頁 最高裁平成7年（オ）1421号  
いわゆるロス疑惑報道に関し、社会の関心と興味をひく私人の犯罪行為やスキャンダルないしこれに関連する事実を内容とする報道分野については、これが他人の名誉を毀損する内容を有するものである場合には、当該掲載記事が通信社から配信された記事に基づくものであるとの一事をもってしては、当該新聞社に同事実を真実と信ずるについて相当の理由があるとは認められないというべきであると判示した事例。
- (2) 最判平成14年1月29日判時1778号49頁 最高裁平成8年（オ）576号  
いわゆるロス疑惑報道に関し、名誉毀損における真実性の証明は、その行為当時におけるそれであることを要し、かつそれで足り、概ね記事掲載時に存在した資料に基づいてされたものであることを要するとした原判決を否定し、裁判所は、摘示された事実の重要な部分が真実であるかどうかについては、事実審の口頭弁論終結時において、客観的な判断をすべきであり、その際に名誉毀損行為の時点では存在しなかった証拠を考慮することも当然に許されることとした事例
- (3) 最二判平成14年6月10日 最高HP 平成11年（受）第271号 第三者異議事件  
特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言は、特段の事情のない限り、何らの行為を要せずに、被相続人の死亡の時に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継される点で、法定相続分又は指定相続分の相続の場合と本質において異なることはないから、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言によって不動産を取得した者は、登記なくしてその権利を第三者に対抗することができる
- (4) 大阪高判平成13年12月19日金法1643号77頁  
原債権について法定利率と異なる約定利率による遅延損害金を支払う旨の約定がある場合において、代位弁済をした保証人が他の共同保証人に対して求償権を行使するときは、代位弁済者は、代位弁済に関する代位弁済者と原債務者との間の特約による求償権の範囲内において、原債権についての約定利率に基づく遅延損害金の支払いを請求できる。
- (5) 東京高判平成14年1月31日判タ1084号103頁 平成13年（ネ）第639・2982号、神奈川・津久井いじめ自殺事件  
1 控訴人生徒らによる一連のいじめ行為については、亡生徒に対する共同不法行為に当たるが、当時中学2年生であった控訴人生徒らにおいて、本件いじめ行為により、亡生徒が自殺することまでの予見可能性があったとは未だ認められないから、本件いじめ行為により亡生徒が被った精神的苦痛に対する慰謝料の範囲で賠償責任を負う。  
2 本件教諭は、継続的指導監督措置を講じないまま本件いじめ行為の継続を阻止できず、本件自殺に至らしめたのであるから、亡生徒に対する安全配慮義務を怠ったものであり、その間に因果関係（相当因果関係）がある。控訴人町は国家賠償法1条1項により、控訴人県は、本件中学の教員の給与等を負担する者として国家賠償法3条1項により、損害を賠償する責任がある。  
3 過失相殺の規定の適用及び類推適用により、被控訴人らの被った損害について、7割の減額をする。
- (6) 東京高判平成14年3月26日判時1780号98頁  
利息制限法の制限利率を超過する利息が付された貸し付けについて借換が繰り返された事案において、借換の際に過払いが生じている場合はその時点で別の別口債務および借換で生じる新たな債務の弁済に充当すること、借換の際に交付されるべき貸金業法17条の書面には借換の対象である従前債務の残高とその内訳を記載していなければならないこと、多重債務者の債務整理を行う弁護士に取引経過の開示を拒むのは反社会的な行為であって違法であり、これによって生じ精神的苦痛や弁護士費用などの損害について賠償責任を生じさせると判断した事例。
- (7) 東京地判平成13年6月27日判時1779号44頁  
1 本件において原告らの建物に不具合が発生したのは、本件各土地が軟弱地盤であり、そのため地盤沈下が発生したことに起因しており、本件各土地に施工された基礎工事は、工法の選択又は施工上不相当なものであったというべきである。そして、本件各土地が軟弱地盤であったという瑕疵は、本件各売買契約前から存在したものであり、専門家の調査や異常の発生により初めて明らかになる性質のものであるから、売買契約時に存在した通常容易に見出し得ない「隠れた瑕疵」にあたる。  
2 生活の本拠である家を購入したにもかかわらず、居住に著しい困難をもたらす多数の不具合が発生しており、それが土地の性状に起因する地盤沈下によるものであると、さらに本件各建物の補修に要する金員は多額で、建物新築に匹敵するほどのものであること等を考慮すれば、原告らは本件各売買契約の目的を達することができなくなり、原告らは被告に対し、瑕疵担保責任を理由として行なった本件各売買契約の解除は有効である。  
3 本件において、買主が当該物件が軟弱地盤であるとの事実は購入するか否かに

ついて重要な事実となるのであるから、この点について仲介業者である被告は原告らに十分説明する義務を負っていたところ、原告らに対して本件各土地が軟弱地盤である事実を説明しなかった被告は、原告らに対して説明義務違反を理由とする不法行為責任に基づく損害賠償義務を負う。

(8) 札幌地判平成13年6月28日判時1779号44頁

契約関係を支配する信義誠実の原則からして、少なくとも多重債務に陥るなど債務整理をする必要に迫られている消費者が、債務整理を委任した弁護士を通じるなどして、消費者金融業者に対し、残債務又は過払金の有無・金額を明らかにするため全取引経過の開示を求めたときは、消費者金融業者は、これを拒絶する合理的な理由がある場合でない限り、これに応じるべき義務があり、これに反して全取引経過の開示を拒否した場合には不法行為が成立するものと解すべきである。

(9) 東京地判平成13年8月27日判時1778号90頁 東京地裁平成11年(ワ)2404号

パソコン通信サービスの会員である原告が、他の会員から、ネット上のフォーラムに侮辱的表現をもって書き込みをされたケースにおいて、原告がフォーラムで必要かつ十分な反論をしていること、当該侮辱的表現はフォーラム上での原告の過激な指摘に対抗する正当な言論の行使であることなどを理由として、名誉毀損、侮辱等に当たらないとして、通信サービスの管理運営業者の不法行為を否定した事例。

#### 【商事】

(10) 最大判平成14年2月13日金法1644号54頁

1 証券取引法164条1項は、客観的な適用要件を定めて上場会社等の役員又は主要株主による秘密の不当利用を一般的に予防しようとする規定であって、上場会社等の役員又は主要株主が同条項所定の有価証券等の短期売買取引をして利益を得た場合には、同条8項の規定する内閣府令で定めるとき等の除外例に該当しない限り、当該取引においてその者が秘密を不当に利用したか否か、その取引によって一般投資家の利益が現実に損なわれたか否かを問うことなく、当該上場会社等はその利益を提供すべきことを当該役員又は主要株主に対して請求することができるものとした規定である。

2 証券取引法164条1項の規制目的は、証券取引市場の公平性、公正性を維持するとともにこれに対する一般投資家の信頼を確保する点にあるが、その規制目的は正当であり、規制手段が必要性又は合理性に欠けるところが明らかであるとはいえないから、同条項は、公共の福祉に適合する制限を定めたものであって、憲法29条に違反するものではない。

(11) 函館地判平成12年3月30日判タ1083号164頁

1 北海道南西沖地震の当日または翌日に建物を火災で焼失した者が保険会社に対し火災保険契約に基づき火災保険金を請求したところ、地震免責条項が当該火災保険契約の有効な内容となっており、請求者が被った損害が同条項の定める免責事由に該当するとして、保険金請求が認められなかった事例。

2 上記事例において、保険会社には、損害賠償責任に直結する一般的な法的義務として地震免責条項等についての情報開示説明義務があるとはいえないとされた事例。

(12) 東京地判平成13年7月26日判タ1084号113頁 平成11年(ワ)第4098号、三菱石油株主代表訴訟事件

1 ガソリンの生産量枠に関するいわゆるPQ規制は行政指導に過ぎないところ、同指導に違反することをもって、その行為を違法と評価することはできない。

2 監督官庁である通産省との円滑な関係を維持するとともにその情報を収集することは、本件石油会社の利益に資するから、そのような情報収集能力が認められたAに対して報酬を提供することも、それが合理的な範囲に留まる限り、正当な経営判断に基づくものであり、取締役の本件石油会社に対する義務違反になるとはいえない。

3 Aに対する資金提供のために要した費用等については、税務調査の結果、これが交際費に当たり、必要経費として認められずに、所得として認定され、重加算税を含む約27億6000万円の追徴課税がされたことについては、税務面で税務当局と申告者との間で判断を異にする場合があることは、必ずしも少なくないから、追徴課税がされたことから直ちに取締役に責めに帰すべき事由があるとは断定できない。

#### 【知財】

(13) 最二判平成14年2月22日判時1779号81頁

商標権の共有者の一人は、共有にかかる商標登録の無効審決がなされたときは、単独で無効審決の取消訴訟を提起することができる。(2002年3月25日11号14番で紹介済)

(14) 東京地決平成14年4月11日判時1780号25頁

東京地決平成14年4月9日判時1780号25頁

いわゆるファイルログ事件において、ファイル情報の取得等に関するサービスとファイルダウンロードの機会を提供している債務者の行為が、自ら自動公衆送信および送信可能化を行っていることと評価できるので、ファイル情報のうちファイル名またはフォルダ名に原題名およびアーティスト名の双方が表記されたファイル情報の限度で、その送信を差し止めると判断した事例。(2002年4月30日12号21番で紹介済)

(15) 東京地判平成14年5月22日裁判所HP 平成13年(行ウ)284号 特許権 行政訴訟事件

特許出願において、特許法30条1項の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出にかかる手続を何ら履践しなかったにもかかわらず、同条4項所定の書面を「手続補正書」の形式で提出しても、同提出行為は、単に同法30条4項に定める要件を満たさない期限を徒過した後にされた不適法な手続であって、基礎となる行為の存在を前提としてその不備を補う行為ではないので、補正の性質を有しないことは明らかであり、その手続を追完することによって同条1項ないし3項の適用を受けることは許さ

れない。

(16) 大阪地判平成14年5月23日裁判所HP 平成11年(ワ)12699号 特許権 民事訴訟事件  
職務発明にかかる特許を受ける権利の承継に対する「相当の対価」について、「本件発明が前記のような価値があるといっても、職務発明であることにより日徳工業が無償の法定実施権を有しており、日徳工業や被告三徳が本件発明によって受けた利益は、日徳工業が実施権を有することによってほぼまかなわれているとも考えられることや、本件発明の権利としての不確実性等を考慮すると、前記7770万円のおおよそ20分の1に当たる400万円をもって、「使用者等が受けるべき利益の額」とするのが相当である。」として、出願中であっても「使用者等が受けるべき利益の額」が認定された事例。

(17) 東京地判平成14年5月30日裁判所HP 平成13年(ワ)25515号 商標権 民事訴訟事件  
原告はドメイン名『WWW.IYBANK.CO.JP』の使用に関して先使用権があることの確認を求めたが、ドメイン名登録は、インターネット利用者とJPNICとの間の契約を根拠とする債権的な権利に基づくものにすぎず、第三者との間で先使用なる概念を觀念する余地はない。ドメイン名の登録に際しては、当該登録と第三者の有する商標権等の権利との関係についての審査は一切されず、事後的に紛争が生じた場合に、あらかじめ合意された紛争処理方針に基づき、紛争処理パネルの手続のなかで第三者の権利との関係についての判断がされることとされているのであるから、紛争処理パネルの判断を訴訟において争うに当たって、確認請求の対象として登録者に先使用なる概念を独立して觀念することは無意味というほかはないので、確認の利益を欠く不適法なものとして却下された。

(18) 東京地判平成14年5月30日裁判所HP 平成11年(ワ)20392号 著作権 民事訴訟事件  
連載漫画「キャンディ・キャンディ」漫画の登場人物の絵のみを使用する行為に対して、キャラクターは原作原稿において予定されていた主人公の性格等の特徴に合致するように連載漫画の制作作業の一環として作成されたものであるから、原告の本件連載漫画の原著作者としての権利が及ぶものとし、連載漫画のストーリーを用いないで登場人物の絵を使用するだけであれば著作権法上の問題を生じない旨の共通認識の下で、共同して本件連載漫画の登場人物の絵を使用した商品化事業を遂行した被告らは、それぞれが関与したルートの傘下に属する末端の販売業者による本件商品の販売について、共同不法行為者として責任を負担するものとした。

#### 【民事手続】

(19) 最一判平成14年1月17日判タ1084号134頁 平成12年(受)1671号、預金払戻等請求事件

地方公共団体が発注する土木建築に関する工事について、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」5条の規定に基づき、請負者に対し、その工事による経費についての前払金が、請負者が開設した預金口座に振り込まれた場合には、その振込時点で、地方公共団体と請負者との間で、「愛知県を委託者、請負者を受託者、同前払金を信託財産とし、これを当該工事の必要経費の支払いに充てることを目的とした信託契約」が成立したものと解するべきであるから、信託財産である本件預金は請負者の破産財団に組み入れられることはない。

(20) 最二判平成14年2月22日判時1779号22頁

(宗教法人が、寺院の住職の地位を罷免された者に対し、その所有する建物の明渡しを求めるために提起した訴えについて) 請求の当否を決定するために判断することが必要な前提問題が、宗教上の教義、信仰の内容に深くかかわっており、その内容に立ち入ることなくしてはその問題の結論を下すことができないときは、その訴訟は、実質において法令の適用による終局的解決に適合しないものとして、裁判所法3条にいう「法律上の争訟」に当たらないというべきである。

(21) 最二判平成14年6月07日 最高HP平成13年(受)第1697号 書類等閲覧等請求事件  
ゴルフクラブが、[1] 預託金会員制のゴルフ場の会員によって組織された団体であり、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続し、規約により代表の方法、総会の運営等が定められており、[2] 財産的側面についても、団体として内部的に運営され対外的にも活動するのに必要な収入の仕組みが確保され、かつ、規約に基づいて収支を管理する体制も備わっており、[3] ゴルフ場を経営する会社や会員個人とは別個の独立した存在としての社会的実体を有しているときは、民訴法29条にいう「法人でない社団」に当たる。

(22) 最二判平成14年6月07日 最高HP平成13年(受)第1662号 取立金請求事件

債権仮差押えが取り下げられたときは、仮差押えによって第三債務者につき生じていた上記弁済禁止の効力はさかのぼって消滅し(民事保全法7条、民訴法262条1項)、第三債務者は債権仮差押え後本執行前に行った同債権の弁済をもって債権者に対抗することができる

(23) 最一判平成14年6月13日 最高HP 平成13年(許)第30号 債権差押命令に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件

執行裁判所は、担保権の存在を証する文書が提出されたときは、申立てに係る被差押債権が物上代位の目的となる債権に該当する限り、その存否について考慮することなく、物上代位権の行使による差押命令を発すべきものであり、第三債務者は、被差押債権の存否について、抵当権者が提起する当該債権の取立訴訟等においてこれを主張することができ、被差押債権の全部又は一部が存在しないときは、その部分につき執行が効を奏しないことになるだけであって、そのような債権につき債権差押命令が発付されても第三債務者が法律上の不利益を被ることはないから、抵当権に基づく物上代位権の行使としてされた債権差押命令に対する執行抗告においては、被差押債権の不存在又は消滅を執行抗告の理由とすることはできない。

(24) 大阪高判平成13年6月13日判タ1083号282頁

1個の抵当権につき債権分割がなされ複数の抵当証券が発行されているときに、弁済期にある複数の抵当証券を所持する者が、そのうちの一部の抵当証券のみに基づいて競売を申立て、その後債権計算書等によって、競売申立て当時弁済期にあった残余の抵当証券に基づく債権について配当を求めることは、これを許してはならない実質的な理由はなく許されるとした事例。

(25) 東京地判平成12年10月25日判タ1083号268頁

差し押さえされた預金債権が、仮に法律により差押禁止とされている債権に対する給付として口座に振り込まれたものであったとしても、それが一旦受給者の預金口座に振り込まればその法的性質は預金債権に変わるものであること、執行裁判所としては当該預金の原資を知ることが困難であること、債務者の救済は差押禁止債権の範囲の変更の申立（民事執行法153条1項）によることもできること等を考慮すると当該預金債権に対する差し押さえは違法、不当とまではいえないと判示された事例。

#### 【公法】

(26) 最三判平成13年12月7日判タ1084号154頁 平成9年（行ツ）21号、公文書非公開決定取消請求事件

兵庫県条例「公文書の公開等に関する条例」に基づき、Aの分娩に関する診療報酬明細書の公開を、Aとその配偶者が、請求したという事案では、当該個人Aが、自ら公開請求をしている場合には、開示がされても、当該個人の権利利益が害されるおそれはないから、非開示事由を定めた同条例8条により非公開とすべき理由はない。

(27) 最一判平成13年12月13日判タ1084号130頁 平成10年（行ツ）159号、六価クロム汚染土壌処理工事差止請求事件

1 地方自治法242条の2第4号による請求（東京都に代位して、怠る事実の相手方である被告らに対して、本件処理施設の除去を求める請求）と、その代位請求の対象となっている当該請求権の行使を怠る事実の違法確認を求める3号請求に係る訴えとが、併合提起されている場合でも、当該3号請求に係る訴えが不適法な訴えとはならない。

2 本件において、怠る事実が存在しないことを理由に、被告東京府知事に対する4号請求の訴えを不適法とすることはできない。（2002年12月28日8号29番で紹介済）

(28) 最三判平成13年12月18日判時1779号6頁

投票管理者が公職選挙法施行令63条に違反して投票箱に入れなかったために無効票と確定した本件97票の内容について、いずれの候補者に対する投票であるか取り調べ、あるいは、当選者に投票したか、落選者に投票したかを取り調べ、それらの結果を選挙人が表明した意思として取り扱って選挙の結果に異動を及ぼすおそれの有無を判断することは許されない。

(29) 最三判平成14年6月11日最高HP 平成10年（行ツ）第158号土地収用補償金請求事件

土地収用法71条は、事業の認定の告示の時における相当な価格を近傍類地の取引価格等を考慮して算定した上で、権利取得裁決の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて、権利取得裁決の時における補償金の額を決定することとしているところ、同条は憲法29条3項に違反しない。

(30) 大阪地判平成13年6月1日判タ1084号85頁 平成10年（行ウ）第60号、在韓被爆者の地位確認等請求事件

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律1条の被爆者たる地位は、当該被爆者が、日本に居住又は現在しなくなっても、失われない。

#### 【刑事】

(31) 最二判平成13年12月7日判タ1084号152頁 平成13年（シ）108号、少年補償決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件

少年の保護事件に係る補償に関する法律5条1項の補償に関する決定は、家庭裁判所が職権により補償の要否及び補償の内容について判断するものであり、刑事補償法上の裁判とは性質を異にするから、抗告をすることは許されず、このように解しても憲法14条、32条に違反するものではない。（2001年12月28日8号32番で紹介済）

(32) 最三判平成14年1月22日判タ1084号149頁、金法1643号75頁 平成12年（あ）1606号、破産法違反被告事件

破産法374条3号にいう「商業帳簿」には、可視性、可読性が確保されている電磁的記録が確保されている電磁的記録が含まれるのが相当である。（2001年5月21日1号26番の原判決を破棄）

(33) 最三判平成14年1月22日金法1643号70頁

形式的には、他人の権利を譲り受けて訴訟等の手段によってその権利の実行をすることを業とする行為であっても、濫訴を招いたり紛議を助長したりするなど、国民の法律生活上の利益に対する弊害が生ずるおそれなく、社会経済的に正当な業務の範囲内にあると認められる場合には、弁護士法73条に違反するものではない。

---

## 6月の主な成立法令一覧

---

種類 提出回次 番号  
議案件名

・衆法 153 6  
エネルギー政策基本法

・ ・ ・ エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するための諸規定

・ 衆法 153 28  
身体障害者補助犬法  
・ ・ ・ 公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにする法律

・ 衆法 153 29  
身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 身体障害者補助犬法の施行に伴い、社会福祉法及び身体障害者福祉法などの一部を改正する法律

・ 衆法 154 24  
牛海綿状脳症対策特別措置法  
・ ・ ・ 狂牛病対策として、国・自治体の責務や生産者の経営安定の措置等に関する基本方針を定めた法律。

・ 閣法 154 16  
道路関係四公団民営化推進委員会設置法  
・ ・ ・ 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団の民営化のための新たな組織及び採算性の確保等を調査審議するための委員会を設置する法律

・ 閣法 154 21  
農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 農業近代化資金を農業協同組合、銀行等が貸し付けることができるようにする法律

・ 閣法 154 22  
農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法  
・ ・ ・ 農業法人に対して投資の行う株式会社に、農林漁業金融公庫からの資金の出資を可能とする法律

・ 閣法 154 23  
国土交通省設置法の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 地方運輸局の陸運支局と海運支局を統合して運輸支局を設置する法律

・ 閣法 154 24  
平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律  
・ ・ ・ 首都機能の移転方針に基づき、東京都区部から主たる事務所を移転する特殊法人の当該事務所の所在地の変更を行うための法律

・ 閣法 154 25  
船舶職員法の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 小型船舶操縦士の資格区分の再編及び小型船舶操縦者が遵守すべき事項を明確化する法律

・ 閣法 154 26  
マンションの建替えの円滑化等に関する法律  
・ ・ ・ マンション建替組合の設立、権利変換手続等、マンション建替えの円滑化を図る法律

・ 閣法 154 27  
土壌汚染対策法  
・ ・ ・ 土壌汚染地区の指定、当該区域における汚染除去措置の命令及び土地形質変更の届出の措置を講ずる法律

・ 閣法 154 34  
更生保護事業法等の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 更生保護施設において社会適応を促すための積極的な処遇い得るようにする法律

・ 閣法 154 36  
教育職員免許法の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校の教科の担任することができるようにする。また、特別免許状授与のための要件緩和、有効期限を撤廃、及び教員免許状の失効・取上げ処分に係る法律

・ 閣法 154 37  
教育公務員特例法の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 小学校の教諭のうち、在職期間が十年に達した者に能力、適性等に応じた研修の実施を定めた法律

・ 閣法 154 38  
野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 指定消費地域の廃止、及び野菜供給安定基金の交付業務等の措置を講ずる法律

- ・閣法 154 40  
漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律
  - ・ ・ ・ 農林漁業金融公庫からの資金の貸付け、漁業権の移転の特例を定める法律
- ・閣法 154 41  
水産業協同組合法等の一部を改正する法律
  - ・ ・ ・ 漁業協同組合の執行体制強化、農林中央金庫による指導業務の実施、漁業信用基金協会の債務保証対象の追加等の措置を講ずる法律
- ・閣法 154 42  
漁業災害補償法の一部を改正する法律
  - ・ ・ ・ 養殖施設や漁具に係る損害に必要な給付を漁業共済事業として一括して実施するための法律
- ・閣法 154 43  
遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律
  - ・ ・ ・ 遊漁船業者について登録制度を実施するとともに、業務規程の届出を義務付ける法律
- ・閣法 154 44  
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律
  - ・ ・ ・ 新幹線鉄道を所有する法人が、新幹線鉄道大規模改修引当金を積み立てなければならないとする法律
- ・閣法 154 45  
鉄道事業法等の一部を改正する法律
  - ・ ・ ・ 貨物運送等の鉄道事業の参入及び退出並びに運賃及び料金について規制緩和を図る法律
- ・閣法 154 48  
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律
  - ・ ・ ・ 大規模会社の株式保有総額の制限の廃止、書類の送達規定の見直し、罰金額の引き上げ等に関する法律
- ・閣法 154 50  
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律
  - ・ ・ ・ 専門的な知識経験、優れた識見を有する者を採用するため、地方公共団体の一般職職員の任期を定めた採用を行うための法律
- ・閣法 154 57  
著作権法の一部を改正する法律
  - ・ ・ ・ 放送事業者等に放送の送信可能化に関する権利を付与し、また実演家の人格的利益を保護するため、実演家人格権を創設する改正
- ・閣法 154 61  
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律
  - ・ ・ ・ テロリズムに対する資金供与防止のため、公衆等脅迫目的の犯罪行為に資金提供する行為等への処罰規定
- ・閣法 154 67  
国際受刑者移送法
  - ・ ・ ・ 外国刑を執行され拘禁されている日本国民、また日本において刑を執行され拘禁されている外国人について、確定裁判の執行の共助に関する事項を定めた法律
- ・閣法 154 69  
証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律
  - ・ ・ ・ 社債、国債等で券面を必要としない新たな振替制度を整備し、また清算機関制度を整備する法律
- ・閣法 154 74  
政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律
  - ・ ・ ・ 政策金融機関に対し、金融庁の検査を導入できることとした法律
- ・閣法 154 75  
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律
  - ・ ・ ・ エネルギー管理指定工場の対象を拡大し、また特定の建築物の建築をしようとする者に一定の事項の届出を義務づける法律
- ・閣法 154 76  
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法
  - ・ ・ ・ 供給電氣量中、一定量以上の電氣を風力その他の新エネルギー等電氣とするための措置を講じた法律
- ・閣法 154 77  
商法等の一部を改正する法律
  - ・ ・ ・ 委員会等設置会社の制度、重要財産委員会の制度、種類株主による取締役等の選解任の制度、株券喪失登録制度の創設。現物出資等における財産価格の証明制度の拡充、株主総会の特別決議の定足数を緩和する等の改正

- ・閣法 154 78  
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律  
・ ・ ・ 商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法その他の関係法律の規定を整備する法律
- ・閣法 154 84  
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 京都議定書目標達成計画を策定、推進体制の整備、温室効果ガスの排出の抑制の施策等を定める法律
- ・閣法 154 94  
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 表示事項を表示しなかったり、遵守事項を遵守しない製造業者について、その旨を公表することができることとし、表示に関する命令の違反者に対する罰則を強化するとして改正

---

#### 6月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

- ・高木新二郎 商事法務 222頁  
新倒産法制の課題と将来
- ・遠藤直哉 信山社出版 240頁  
取締役分割責任論 平成13年改正商法と株主代表訴訟運営論
- ・神田秀樹・武井一浩編著 有斐閣 300頁  
新しい株式制度 実務と解釈上の論点を中心に
- ・勝田一男 中央経済社 308頁  
商業登記シリーズ 会社分割の登記ハンドブック
- ・勝田一男 中央経済社 300頁  
商業登記シリーズ 合併/解散/継続/清算の登記ハンドブック
- ・勝田一男 中央経済社 260頁  
商業登記シリーズ 株式交換/移転/組織変更の登記ハンドブック
- ・勝田一男 中央経済社 308頁  
商業登記シリーズ 増資/株式分割・併合の登記ハンドブック
- ・勝田一男 中央経済社 284頁  
商業登記シリーズ 定款変更の登記ハンドブック
- ・勝田一男 中央経済社 320頁  
商業登記シリーズ 役員変更/新株予約権の登記ハンドブック
- ・三菱信託銀行証券代行部編 中央経済社 300頁  
株主総会実務なるほどQ & A 平成14年度完全対応版
- ・遠藤美光・志水忠之編著 商事法務 279頁  
企業結合法の現代的課題と展望 田村先生古稀記念
- ・青山善充・小島武司・坂原正夫ほか編 商事法務 716頁  
現代社会における民事手続法の展開 上巻 石川明先生古稀祝賀
- ・青山善充・小島武司・坂原正夫ほか編 商事法務 725頁  
現代社会における民事手続法の展開 下巻 石川明先生古稀祝賀
- ・河村・豊泉・河和・蜂須編 商事法務  
CD-ROM版 株主総会想定問答集 平成14年版
- 田井義信・岡本詔治他編 法律文化社 414頁  
NJ叢書 新 物権・担保物権法
- ・福永有利・佐藤鉄男・阿多博文ほか編 商事法務 160頁  
別冊NBL69 倒産実体法 改正のあり方を探る
- ・小林一俊・片桐善衛編 酒井書店 290頁  
プログラム 民法
- ・宮本健蔵編著 嵯峨野書院 412頁  
マルシェ民法シリーズ マルシェ 物権法・担保物権法

---

#### 6月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

---

著者 出版社 頁数 定価

書籍名

- ・小林 武 晃洋書房 352頁  
人権保障の憲法論
- ・竹下 賢・角田猛之編著 晃洋書房 310頁  
マルチ・リーガル・カルチャー 〔改訂版〕 法文化へのアプローチ
- ・日弁連法務研究財団編 商事法務 194頁  
法と実務 2
- ・木下正義 総合労働研究所 200頁  
国際労働基準と立法論的検討の礎石
- ・加藤久雄 成文堂 394頁  
人格障害犯罪者と社会治療
- ・山口道昭 信山社出版 136頁  
政策法務入門 分権時代の自治体法務
- ・中里 実 有斐閣 350頁  
タックスシエルター
- ・(財)地方自治総合研究所監 佐藤 竺編著 敬文堂 670頁  
逐条研究 地方自治法・ 総則―直接請求
- ・浅野有紀 岩波書店 420頁  
岩波アカデミック叢書 法と社会的権力
- ・鴻 常夫 有斐閣 280頁  
保険法の諸問題 商法研究6

---

(C) Copyright (財) 日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---